

静岡県告示第427号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の③のエの表浜松磐田信用金庫森田支店の項所在地の欄中「森田町56番地」を「神田町553番地の3」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和3年4月12日から適用する。